

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 大崎上島町

標準収入(額等)	普通交付金(額等)	臨時財政対策債(償還等)等(額等)	繰越前年度繰越(額等)
1,913	2,604	202	4,719

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	8,129	7,973	157	117	380	14,462	
港湾管理特別会計	17	15	2	2	0	0	
漁港管理特別会計	9	4	5	5	0	0	
干拓地管理特別会計	60	59	1	1	16	0	
一般会計等	8,215	7,858	166	126		14,462	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうちの一般会計等繰入金見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	1,448	1,363	85	85	159	-	-	
介護保険事業特別会計	1,321	1,293	28	28	240	-	-	
老人保健特別会計	225	223	2	2	0	-	-	
後期高齢者医療保険事業特別会計	155	154	1	1	43	-	-	
簡易水道事業特別会計	726	713	13	13	196	1,029	791	
公共下水道事業特別会計	489	482	7	7	148	1,017	886	
農業集落排水事業特別会計	41	38	3	3	33	278	269	
漁業集落排水事業特別会計	103	99	4	4	56	428	428	
交通事業特別会計	75	73	2	2	21	-	-	
公営企業会計等 計				145		2,752	2,374	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうちの一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうちの一般会計等繰入金見込額	備考
広島県市町公務災害補償組合(一般会計)	65	34	31	31	0	0	0	
広島県市町職員退職手当組合(一般会計)	8,372	8,372	0	0	179	0	0	
竹原広域行政組合(一般会計)	2,109	2,109	0	0	0	1,285	277	
竹原広域行政組合(交通事業)	0	0	0	0	0	0	0	
広島中央広域行政組合(一般会計)	1	1	0	0	0	0	0	
広島中央広域行政組合(ふるさと市町振興事業)	8	7	0	0	0	0	0	
広島県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,154	1,014	140	140	0	0	0	
広島県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	272,816	270,936	1,879	1,879	1,015	-	-	
一部事務組合等 計								

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に 係る債権減価	当該団体からの損失補償に 係る債権減価	一般会計等 負担見込額	備考
大三島ブルーライン(株)	△ 60	13	1	21	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			1	21					

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,579	1,447	△ 132
減債基金	661	665	4
その他充当可能基金	1,712	1,610	△ 102
充当可能基金 計	3,952	3,722	△ 230

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	0.70	2.67	1.97	△ 15.00	△ 20.00	簡易水道事業特別会計	-	-	
連結実質赤字比率	6.02	5.74	△ 0.28	△ 20.00	△ 40.00	交通事業特別会計	-	-	
実質公債費比率	15.9	16.2	0.3	25.0	35.0	公共下水道事業特別会計	-	-	
将来負担比率	89.0	88.0	△ 1.0	350.0		農業集落排水事業特別会計	-	-	
財政力指数	0.46	0.44	△ 0.02			漁業集落排水事業特別会計	-	-	
経常収支比率	93.6	94.0	0.4						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。